

EY Taiwan JBS NEWSLETTER

May 2021



EY Taiwan JBS NEWS LETTER ~May 2021~

新台湾赴任者のための制度基礎(移転価格税制&個人制度編)

本ニュースレターの内容は、一般的情報を参考のためのみに供するものであり、具体的な個別の案件に対するアドバイスが必要な場合は、EY台湾にご相談ください。本ニュースレターの内容について、ご不明な点などがございましたら、いつでもサポートをいたしますので、ご遠慮なくお申し付けください。

▶ 前書き

さて、今回は、4月号に続いて、新たに台湾に赴任された日系企業のマネジメントの方向けに、台湾の制度の基礎として、移転価格税制と個人に関する制度についてご紹介します。

これから台湾現地法人の決算、税務申告について責任を負う立場になられる方や、管理を任される方も多いと存じます。制度の基礎を把握するため、また、既に台湾に赴任されている方につきましても、復習の材料としてご利用頂けますと幸いです。

また、5月19日に台湾全土で新型コロナウィルス感染症(COVID-19)の警戒レベルが3に引き上げられました。これに伴い株主総会の特定期間の開催延期(停止)措置が政府より公告されています。今回は、この措置の非上場会社への影響及び対策につきましても整理を致しましたので、株主総会、董事会開催前の整理にお役立てください。

▶ 今回お伝えしたいポイント

<台湾の制度基礎(移転価格税制&個人制度編)>

- ▶ 移転価格の概要と台湾における移転価格税制について
- ▶ 台湾における移転価格税制に関する最近の法改正の状況と税務調査の動向
- ▶ 個人所得税のポイントと考慮が必要となる台湾滞在日数
- ▶ 個人所得税の申告STEP
- ▶ 大きな租税優遇を受けられる可能性がある外国特定専門人材の就労許可について
- ▶ 台湾における3つの社会保障制度の概要(国民健康保険、労働保険、退職金制度)

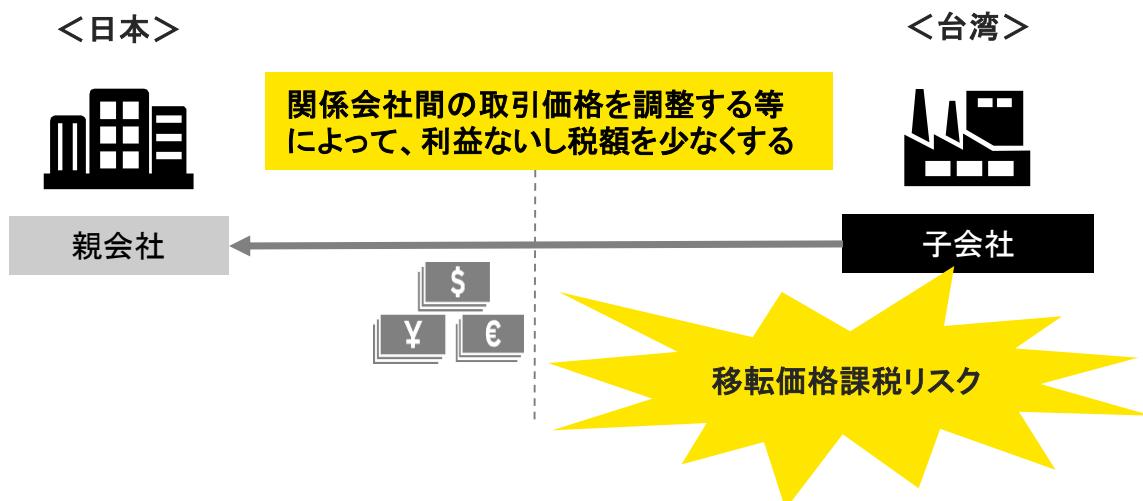
<コロナウィルス感染対策:株主総会の開催停止による非公開会社への影響と対策>

- ▶ 2021年5月20日に経済部等から公告された株主総会開催延期(停止)措置と非公開会社への影響
- ▶ 非公開発行会社において株主総会または董事会をFace to Faceで実施しない場合の対応

台灣の移転価格税制について

移転価格とは

移転価格とは、営利事業者と関係者が関連者間取引を行うにあたり制定した価格や利益のことを指します。第三者間での取引ではマーケットのメカニズムを通じて価格が決定される（独立企業間価格と言います）ケースが多いものの、取引の当事者が親子会社間のような関係にある場合には、市場価格によって取引が行われるとは限らず、どちらか一方に有利となるように定められる可能性があります。取引価格は最終的には課税所得や納税額にも影響を与えるため、自国の税収に不利とならないよう、世界各国において関係会社間の取引に係る移転価格税制が採用されています。



台湾の移転価格税制の概要

移転価格にかかる国際的な指針は、OECD（経済協力開発機構）の租税委員会によりガイドラインが策定されています。

台湾はOECDやG20に加盟していませんが、このOECDの移転価格ガイドラインに準拠し、2004年より移転価格税制にかかる法令を整備しています。

具体的には、一定条件を満たす企業については、移転価格報告書の作成が義務付けられており、合理的な独立企業間価格の範囲であるかについて文書として証明することが必要となります。

移転価格報告書のPOINT

- ▶ 産業経済分析、各当事者の機能とリスクの分析、これに基づく比較可能な情報の検索と検討の実施が目的
- ▶ 関連者との取引が移転価格関連規定に合致していることを示す書類となる
- ▶ 報告書の作成ルールはOECDのモデルに基づく
- ▶ 独立企業間価格の算定には、企業間の利益を比較する利益比準法等の方法がある
- ▶ 報告書は会計年度終了後5ヶ月以内までに準備しておくことが必要
- ▶ 但し、実際の提出は税務当局から書面による通知が到達した日から1ヶ月以内

台灣の移転価格税制について(続)

台湾における移転価格税制に関する最近の改正状況

数年前より、OECD及びG20に加盟する各国によって、国際的な課税のルールの統一や、多国籍企業の課税逃れに対処することなどを目的として、BEPS(「税源浸食と利益移転」(Based Erosion and Profit Shifting)プロジェクトが立ち上がっています。

台湾はOECDやG20に加盟していませんが、OECDの移転価格ガイドラインに準拠した移転価格税制を整備して対応しています。このため、上記のBEPSプロジェクトを含めて、OECDが定めたガイドラインの改正に際しては、台湾も独自に税法規定に反映させ、OECDを始めとした諸外国の動向をキヤッチャップする対応がなされています。

BEPSプロジェクトによる台湾への影響

- ▶ BEPSプロジェクトはOECD及びG20加盟国による国際的な課税ルールであり、この動きに合わせて、台湾も自国の法律を制定
- ▶ 全部で15の行動計画、このうち行動計画13はグローバル企業で作成が必要な下記2つの文書を追加

マスターファイル

- ▶ 組織構成、事業運営状況、資金融資や無形資産及び財務と税務の情報等
- ▶ 台湾の事業体単体で、年間の収益総額がNTD30億以上、かつ、クロスボーダーの関連者取引の総額がNTD15億以上の場合、決算日終了後1年内に提出が必要

国別報告書(CbCR)

- ▶ 各国または地域での収入、税引前利益、納税額といった定量的情報等
- ▶ 左記マスターファイルの提出基準に加えて、グループ全体の連結収益総額NTD270億以上の場合、決算日終了後1年内に提出が必要
- ▶ 但し、日台間では情報交換規定が有効化されているため、企業から直接台湾当局への提出は不要

最近の台湾移転価格審査準則の改正:無形資産等

- ▶ 無形資産の定義の拡大(第4条)
- ▶ 無形資産取引はDEMPE(開発、改良、維持、保護、及び使用)にかかる経済活動に基づき比較可能性の分析をすべき(第9条-2)
- ▶ インカムアプローチ(収益法)を無形資産取引の独立企業間取引方法として新設(第11条,19条-1)など
⇒ 詳細は、JBS NEWS 2月号もご参照ください。

税務調査の動向

移転価格に関する調査は台湾税務当局の調査重点項目であり、台湾の日系企業に対しても税務当局による調査があります。上記の通り、一定要件を充たすグローバル企業については、マスターファイルや国別報告書といった書類によって、台湾税務当局がグループ各國の利益状況、課税状況を把握することが可能となっています。このため、今後は、ますます移転価格にかかる税務調査が強化されることが見込まれます。そのため移転価格税制については、会計事務所と共に、事前に十分な対策を検討しておくことが望まれます。

個人に関する制度

個人所得税の申告のポイント

課税対象期間は 暦年 (1月1日～12月31日)	申告納付時期は 5月1日～5月31日 2021年は6月末まで延長可	必ず 申告が必要 年末調整制度はない
台湾滞在日数 に応じ 申告及び課税方法が 異なる	税率は 5%～40% 所得に応じた累進課税制	台湾居住者のみならず、 出張者でも申告が必要 となる場合がある

申告にあたって考慮すべき滞在日数

まず、台湾の個人所得税は、原則、暦年(1月1日～12月31日)を対象に翌年5月までに納税・申告を行う必要があります。

台湾の個人所得税において留意が必要なことは、台湾国外からの出張者などの外国籍の方であっても、台湾における滞在日数が90日を超える場合、個人所得税の申告が必要となる点です。

この滞在日数の計算は、入国日は含まず、出国日が含まれます。また、純粋な滞在日数であり、休日や新型コロナウィルスに対応する隔離期間も含まれます。税務当局にて、入出国の情報を取得することが可能であり、出張者等の申告漏れについて、後になって指摘されたケースもありますのでご留意ください。台湾の滞在日数に応じた申告及び課税内容の整理は以下の通りとなります。

台湾 滞在日数／年	ポイント
～90日	▶ 台湾で発生した所得が支給される場合のみ、源泉徴収による納税が必要
91日～182日	▶ 申告が必要となる ▶ 台湾国内払いの給与所得の場合、税率は原則として一律18% ▶ 台湾国外払いの場合も申告が必要だが、租税協定による免税の可能性（下記参照）もある
183日以上	▶ 台湾居住者の扱いとなる ▶ 申告が必要な他、申告時に適用される税率は累進税率（5%～40%）となる ▶ 但し、一定の免税額や控除額がある

日台租税協定の適用

日台租税協定を適用する場合、勤務地課税の原則が適用され、台湾において提供した役務に対して取得したすべての報酬について、台湾において課税がなされます。但し、日本の個人居住者の台湾内における役務提供により取得した報酬が、下記各項目の規定に合致する場合、日本のみで課税され、台湾では免税とすることが可能となっています。

- ▶ 当該所得者が暦年度中の開始または終わりのいずれか12か月の期間内にて、台湾における合計滞在日数が183日を超過しない場合
- ▶ 当該報酬が、台湾の雇用主により給付、または代表雇用主、あるいは、当該雇用主の台湾内の恒久的施設または固定場所より給付されるものではない場合 等

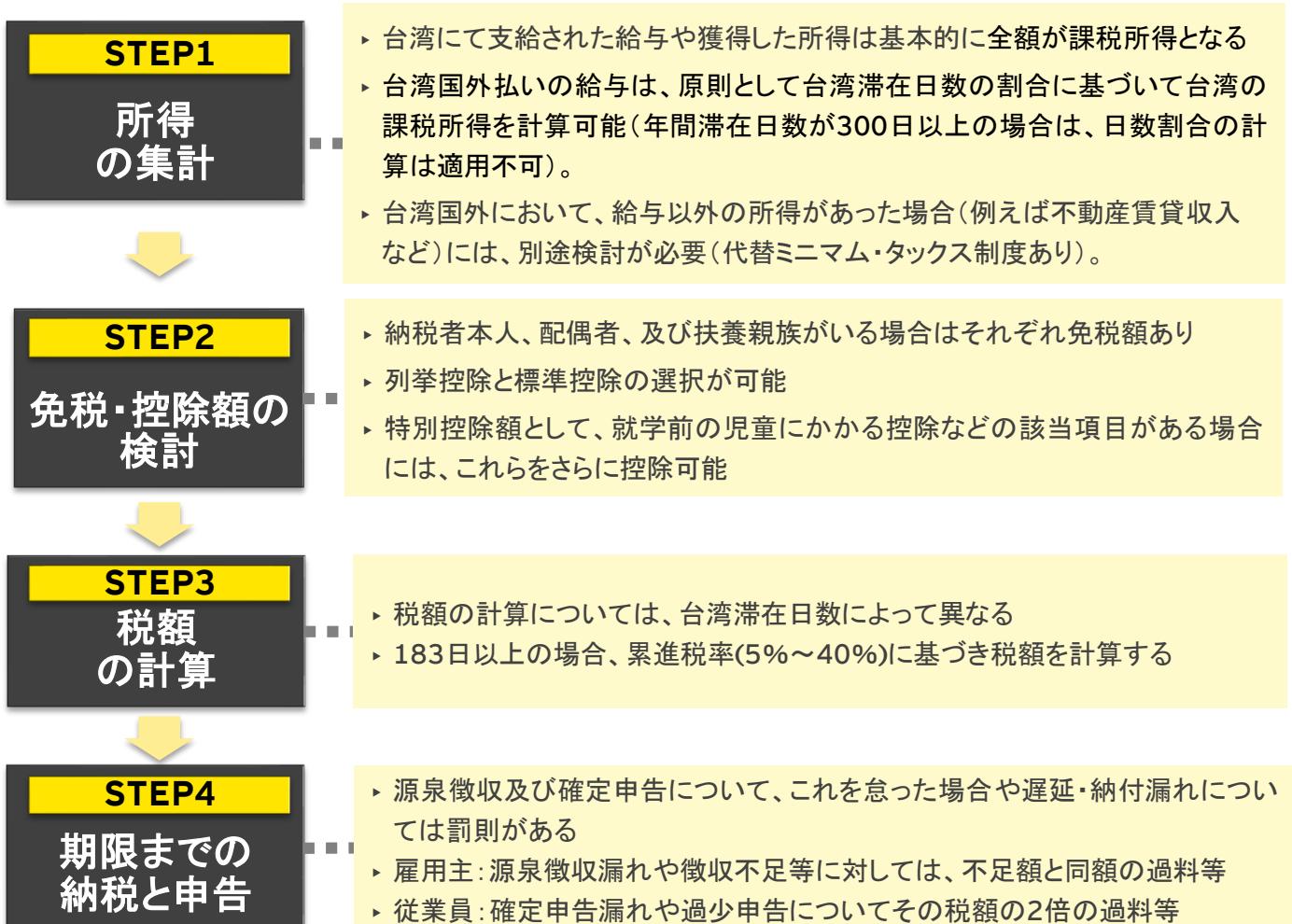
個人に関する制度（続）

申告のSTEP

台湾における滞在日数が90日を超える場合、台湾において申告が必要となります。

申告にあたっては、①申告すべき対象となる所得の集計、②申告における免税や控除の適用及び選択の検討、③実際の税額計算、④納税、及び申告書の提出が主なSTEPとなります。

それについて、ポイントを含めた概要の説明は以下の通りとなります。



2018年～ 外国特定専門人材の就労許可と租税優遇の概要

テクノロジー、経済、教育、文化・芸術、スポーツ、金融、法律及び建築設計の分野の特殊専門人材について、一定の条件を満たす場合には、外国特定専門人材の就労許可の取得が可能です。2018年に新設されており、これによって、大きな租税優遇を受けることが可能となっています。

租税優遇の要件

- 外国特定専門人材に該当し、専用の就労許可を取得していること
- 業務のために初めて台湾に居留し、招聘前5年以内においても台湾における税務居住者ではないこと
- 台湾において一暦年内のうち183日以上居留し、かつ給与所得がNTD300万を超えること

→ 要件を充たす年度より3年内は、各年、NTD300万元を超える所得額の半額の課税が減免

個人に関する制度（続）

台湾の社会保障制度

台湾の社会保障制度は、大きく3つの制度があります。

1. 国民健康保険（全民健康保険）
2. 労働保険制度（就業保険、労工保険制度）／国民年金
3. 退職金制度

国民健康保険（全民健康保険）

全民健康保険制度は、すべての台湾に居留している加入者に対して、病気、傷害、出産時の医療サービス費用について、保険金として一部負担がなされるものです。概要は以下の通りです。

全民健康保険	
給付内容	病気、傷害、出産時の医療サービス費用について一部負担
加入義務者	中華民国国籍を有し、以下の条件のうち一つでもあてはまる者 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 2年以内に本保険に加入した記録があり、かつ台湾地区に戸籍を有する者 ▶ 本保険に加入前6ヶ月間継続して台湾地区に戸籍を有する者 ▶ 外国籍従業員のうち、台湾居留証を有し、以下の条件の1つでもあてはまる者 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 満6ヶ月台湾在住する者 ▶ 一定の雇用がある被雇用者
保険料	保険料は「一般保険料」と「補充保険料」に分かれます。 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 一般保険料負担率は、一般企業では被保険者30%、事業主60%、政府10%の割合で負担 ▶ 補充保険料とは、配当、利息、賃料の収入がある場合、高額の業績賞与が生じた場合等、特定の状況に応じて追加で支出すべきもの

台湾の労働保険制度

就業保険、労工保険があり、給付内容や加入対象者が異なります。就業保険は、失業給付や就業に伴って発生する各種手当が保障され、労工保険は、勤務中の事故・災害、及び老年給付・死亡給付が含まれます。労工保険は国籍を問わず加入が義務付けられているため、日本人も対象となります。

就業保険		労工保険	
給付内容と保険料の負担	1. 失業給付 2. 早期就業助成手当 3. 職業訓練生活手当 4. 育児無給休暇手当 5. 失業被保険者及び被保険者と共に保険に加入している扶養家族の全民健康保険保険料の補助 保険料の負担：被保険者20%、事業主70%、政府10%	普通事故保険： 1. 出産給付 2. 傷病給付 3. 身体障害給付 4. 老年給付 5. 死亡給付 保険料の負担：被保険者20%、事業主70%、政府10%	職業災害保険： 1. 傷病給付 2. 医療給付 3. 身体障害給付 4. 死亡給付 保険料の負担：事業主100%
主な加入資格	満15歳以上65歳以下の次の被雇用者 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 台湾国籍を有する者 ▶ その配偶者で台湾国籍を有する者 等 	満15歳以上65歳以下の労働者で労工保険条例の規定に合致する者	

個人に関する制度（続）

台湾の社会保障制度

退職金制度

台湾の退職金制度は、各企業が掛金を拠出する必要がありますが、政府によって制定・運営されています。各企業はこれに加えて任意の退職金制度を追加することができますが、台湾政府による退職金制度を、任意の退職金制度へ変更することはできません。

2005年に退職金制度が改定されており、改定前の制度を「旧制度」、改定後の制度を「新制度」と呼びます。特定の外国籍の労働者には依然として旧制度が適用され、事業主は外国籍の労働者のために退職準備金を拠出する必要があります。但し、永久居留証を有する外国籍の労働者等は、新制度への加入が認められています。それぞれの制度のポイントは以下の通りです。

	新制度	旧制度
内容	<p>確定拠出型</p> <p>会社の追加負担の可能性無し</p> <p>定められた掛金を政府指定の雇用者ごとの専用口座へ払い込めば足りる 従業員の受け取る金額は運用実績により変動</p>	<p>確定給付型</p> <p>会社の追加負担の可能性有り</p> <p>退職金額は労働基準法に定める方法で算定し、会社ごとの専用口座へ供出された掛金による積立額が不足する部分は、企業による追加負担が必要</p>
主な対象者	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 2005年7月1日以降に採用・転職し、労働基準法が適用される台湾国籍の労働者 ▶ その配偶者で台湾国籍を有する外国籍の従業員 ▶ 永久居留証を有する外国人材等 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 台湾国籍の労働者で2005年6月30日以前から採用されている者 ▶ 外国籍労働者（永久居留証を有する場合、新制度への加入が可能）等
受給資格者	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 満60歳になった時点で対象者自らが労工保険局へ申請可能 ▶ 勤続年数15年未満の場合は一時金として、15年以上の場合は年金方式か一時金かを選択して受給 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 同一勤務先に25年以上連続して勤務する者 ▶ 同一勤務先に15年以上連続して勤務する満55歳以上の者 ▶ 同一勤務先に10年以上連続して勤務する満60歳以上の者 ▶ 満65歳の者 ▶ 心神喪失または身体障害によって仕事ができない者

コロナウィルス感染対策：株主総会の開催延期(停止)による非公開会社への影響と対策

政府の公告の概要と非公開会社への影響

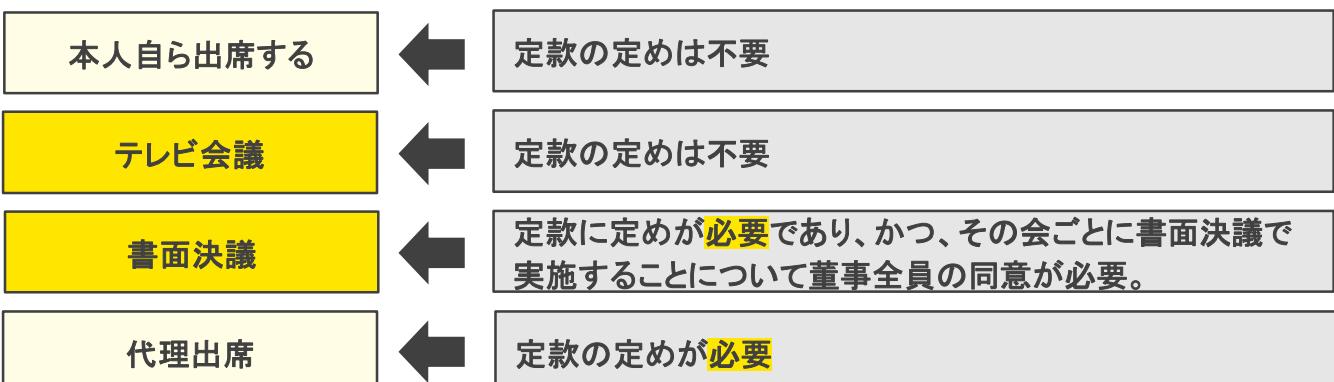
5月20日の公告にて、公開発行会社については、2021年5月24日から6月30日まで株主総会の開催が停止されることになりました。非上場会社については強制はされませんが、以下、それぞれ留意する必要があります。

- ▶ 「室内5人以上、室外10人以上の集会禁止」等の新型コロナウィルス対策に対するルールを遵守した上でなければ、株主総会は開催できない。なお、主管機関に申請するか、または新型コロナウィルスの影響によりその開催が困難な場合は、自主的な株主総会の延期も可能。
- ▶ 以下に記載する「他の方法」によって、Face to Face を避けた株主総会を開催。

そもそも一人株主会社の場合、董事会にて株主総会を代行可能

株主が親会社一社のみの場合（一人株主会社）は、会社法128条の1の規定によって、株主総会を董事会で代行することができます。董事会については、これまで定款変更を行わずにテレビ会議による方法が認められています。そのため、一人株主会社の場合は、董事会にて株主総会を代行し、かつテレビ会議を実施することで、Face to Faceや出張等の移動を伴う開催を避けることができます。

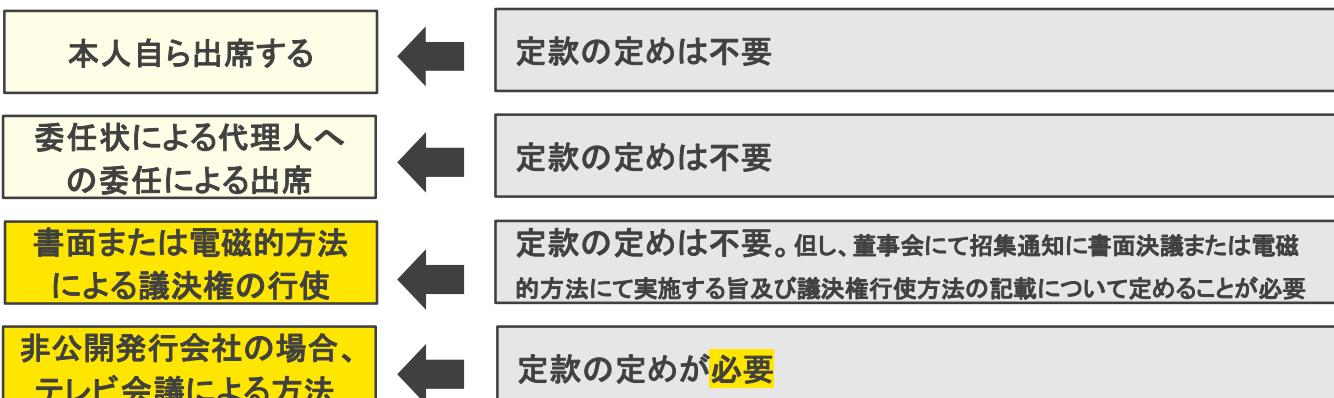
董事会決議方法の整理：会社法205条



株主総会におけるリスク回避方法

一人株主会社でない場合で、かつテレビ会議による方法を定款に定めていない場合、Face to Face や移動を伴う株主総会の開催を避ける方法としては、代理人への委任により移動を回避した上で開催することや、書面または電磁的方法による議決権の行使が考えられます。

株主総会決議方法の整理：会社法177条、177条の1、177条の2



JBS NEWS LETTER バックナンバーのご案内

JBS NEWS LETTERについて

EY台湾では、JBS NEWS LETTERとして、台湾における日系企業向けに、その時々の会計、税務、法令にかかるトピックに応じた内容を、日文と中文にてお届けしています。



バックナンバー

発行月	タイトル
2021年4月	新台湾赴任者のための制度基礎(会計・税務-法人編-)
2021年3月	外国特定専門人材の租税優遇の最新の動向、税務居住者判定にかかる新型コロナウィルス感染症に対応した緩和対策の概要
2021年2月	台湾における移転価格審査準則の改正
2021年1月	台湾国外との取引における源泉税と租税協定による免税申請対応
2020年12月	台湾における印紙税の概要
2020年11月	移転価格税制と事前確認制度APA
2020年10月	資金調達方法と関連する手続き及び税制について
2020年9月	台湾における会計制度の概要と監査制度について
2020年8月	中間納税制度と新型コロナウィルスに対する特例について
2020年7月	台湾における税務調査及び昨今の状況
2020年6月	台湾における国外取引時の源泉税の整理及び優遇税制
2020年5月	配当と関連する税金の整理、及び軽減措置対応(コロナウィルスを踏まえて)
2020年4月	台湾における個人所得税の整理・留意ポイント

バックナンバーの購読のご要望は、ご遠慮なく、当NEWS LETTER最終ページの連絡先、またはご担当のEY担当者までご連絡ください。

弊所連絡先

関連する情報を希望の方はお付き合いをさせて頂いておりますEY担当にご連絡を頂くか、または以下のいずれかの関連サービス専門担当までご連絡をください。

安永聯合會計師事務所**企業税務サービス**

劉惠雯 稅務服務部營運長
02 2757 8888 88858
Heidi.Liu@tw.ey.com

林宜賢 執業會計師
02 2757 8888 88870
Yishian.Lin@tw.ey.com

周黎芳 執業會計師
02 2757 8888 88872
Sophie.Chou@tw.ey.com

楊建華 執業會計師
02 2757 8888 88875
ChienHua.Yang@tw.ey.com

蔡雅萍 執業會計師
02 2757 8888 88873
Anna.Tsai@tw.ey.com

林志翔 執業會計師
02 2757 8888 88876
Michael.Lin@tw.ey.com

吳文賓 執業會計師
07 238 0011 88990
Ben.Wu@tw.ey.com

曹盛凱 執行總監
02 2757 8888 67151
Kelvin.Tsao@tw.ey.com

工商法令コンプライアンスサービス

沈碧琴 執業會計師
02 2757 8888 88877
Ann.Shen@tw.ey.com

謝映珊 執行總監
02 2757 8888 67373
Sammi.Hsieh@tw.ey.com

People Advisory Service

劉惠雯 稅務營運長
02 2757 8888 88858
Heidi.Liu@tw.ey.com

林鈺芳 資深協理
02 2757 8888 67001
Evelyn.Lin@tw.ey.com

JBS

山崎隆浩 副總經理
02 2757 8888 # 88880
Takahiro.Yamazaki@tw.ey.com

橋本純也 協理
02 2757 8888 # 66458
Junya.Hashimoto@tw.ey.com

堀井政東 協理
02 2757 8888 # 66525
Masato.Horii@tw.ey.com

EY | Building a better working world

EYは、「Building a better working world (より良い社会の構築を目指して)」という理念の下、クライアント、構成員、そして社会に対して長期にわたるバリューを提供し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

データとテクノロジーによって支えられたEYの多様なチームによって、150を超える国における監査及び保証業務を通じた信頼の確保、またクライアントの成長や変革、業務の支援を実現しています。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務及びトランザクションといったEYの各サービスラインの専門家チームは、互いに協同し、「Better questions (より優れた問題提起)」によって、私たちの世界が直面している現在の課題に対して、新たな解決策を導きます。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYの個人情報の収集及び使用方法、個人情報の保護にかかる対応については、ey.com/privacyをご参照ください。さらに詳細な情報については、EYグローバルウェブサイトey.comをご参照ください。

EY台湾は中華民国の法律に基づき設立登記された組織であり、安永聯合會計師事務所、安永管理顧問股份有限公司、安永諮詢服務股份有限公司、安永企業管理諮詢服務股份有限公司、安永財務管理諮詢服務股份有限公司、安永圓方國際法律事務所及び財團法人台北市安永文教基金會を含んでいる。詳しくは、ey.com/zh_twをご覧ください。

© 2021 EY Taiwan.
All Rights Reserved.

APAC No. 14005849
ED None

本資料は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

ey.com/zh_tw

EY LINE@
最新情報を入手できます。QR codeをご利用ください。

